令和元年度 第4回あさぎり町農業委員会総会議事録								
招集年月日	令和元年7月10日(水)							
招集の場所	あさぎり町議場議員控室							
開閉会日時	開会	令和元年7月	午後1時30分		会 長	杉下 和治		
及び宣告	閉会	令和元年7月	午後2時10分		会 長	杉下 和治		
	議 席 号	氏	名	出欠等の 別	議居番号	H-	名	出欠等の 別
	1	深松 守		0	1 4	的身	場 洋一	0
応 (不応) 招委員	2	橋口 丈一		0	1 5	石山	」 孝史郎	0
及び出席並びに	3	中村 金一		0	16 落		) 武士	0
欠席委員	4	村田新一		0	1 7	井手	5 久美子	0
	5	吉田 利明		0	18	廣瀬	孝喜	0
出 席 25名	6	城本 康志		0	1 9	樅木	ででである。	0
欠 席 1名	7	藤本 勇二		0	2 0	濱田	定武	×
○ (出席)	8	松本 廣幸		0	2 1	宮原	頁 久子	0
×(欠席)	9	上野 勇一郎		0	22	福永	( 高嗣	0
△(遅刻)	10	恒松 純生		0	23	林田	樫臣	0
	1 1	豊永 安茂		0	24	平川	勇	0
	1 2	田崎洋一郎	ζ	0	2 5	重信	<b>洋一</b>	0
	13	多田 喜一郎	ζ	0	2 6	杉下	和治	0
議事録署名委員 6番 城本 康志 7番 藤本 勇二								
出 席 し た 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記							
日程第1 会議録署名委員の指名   日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について   日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について   日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について   日程第5 議案第2号 農地利用集積計画(第7回)の決定について								

## 開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) それでは始めていきたいと思います。御起立お願いします。礼。ご着席ください。ただいまから、令和元年度第4回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。お世話になります。本日、濱田委員より欠席届が出ておりますので、御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

# 日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、6番、城本康志委員、7番、藤本勇二委員を指名いたします。

## 日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。それでは報告いたします。資料2ページ目からご覧下さい。今回は6件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号48番から52番が第三者貸し付けのため、申請番号53番は、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。 ありませんか。
- **〇19番委員(樅木 徹郎君)** いいですか。はい。50番ですけれども、申請番号50番。いいですか。才 斉藤逸郎さんになっていますけれども、亡くなってるから、どうして上がってきたかなと思って。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 亡くなられたということで、合意解約。手続してるということ。ほかにありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 <del>報告</del>第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出について行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい、それでは報告します。資料は2ページ右側からご覧下さい。 今回は、1件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料3ページ左側の農業生産法人 経営概要表に記載してあります。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。 ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

# 日程第4 議案第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、農地法第5条の許可申請について説明をいたします。資料は3 ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。最初に申請番号4番ですが、資料は4ペー ジから12ページの左側にかけてになります。譲渡し人は町内の人の方、譲受人は県外の個人の方です。転 用する土地としましては一筆で、地目・現況ともに畑。転用面積が1,331㎡となっております。設定す る契約としては、賃貸借で年額15万円です。転用の目的は、太陽光発電設備の設置によるものです。5ペ ージの地図をご覧下さい。申請地は、主要地方道錦湯前線の沿線で、大木川の西約100m、町営榎田団地 から50mの辺りとなります。農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地となっております。主要地方道 錦湯前線と、他地目に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産力 の低い第2種農地となり、売電型太陽光設備設置の転用が可能です。6ページから事業計画書・資金計画書。 7ページにかけて、融資の証明関係の書類。 9ページに、経済産業省の I D関係の書類。 1 0ページに、今 説明しました第2種農地の農地区分検討図。それから11ページに、土地代替の検討図を掲載をしておりま す。申請地の東側と南側の隣接地が、農地となっておりますけれども、太陽光発電設備でありますので、周 辺農地への影響も少なく、申請人が、地球温暖化防止に寄与したいということから、許可相当と判断してお ります。続いて申請番号の5番から7番にかけて、元一筆のところで関連がありますので、一括して説明を させていただきます。資料は12ページから36ページになりますが、この3件につきましては、13ペー ジ右側に位置図、塗りつぶしておりますけれども、もともと1筆の畑を今回、分筆されて転用申請されるも ので、14ページの左側にありますように、5番の案件が、この申請地と書かれているところ、それから6 番の案件がその二つ下、枝番の4番のところですね。7番のところが、枝番の5のところになります。それ ぞれの通路としてこの枝番の6のところを、それぞれの共有の通路として、転用を申請されるものです。3 件とも、譲渡し人は町内の個人の方です。譲受け人は、申請番号5番と6番の方は町内の個人の方。申請番 号7番の方は、町外の法人の方です。転用する土地としましては、もとは1筆でありましたけれども今回の 申請前に分筆されておりまして、地目は畑、現況は休耕地となっております。現地は、中球磨幼稚園の北隣 でありまして、あさぎり町立免田小学校から東に約300mの辺りになります。現地は宅地化の状況から見 て、住宅等が連担している区域に近接する区域内にありまして、その区域の規模が概ね10ha未満の区域 の農地であることから、第2種農地で個人住宅への転用は可能と判断しております。各案件ごとの詳細につ いて御説明いたします。まず申請番号5番の個別の状況についてですが、14ページの、左側地図をご覧下 さい。転用面積が、合計で834㎡となっておりますが、町道からの86㎡については、通路・進入道路と して購入予定。それから、先ほど説明しましたとおり、枝の6の通路部分については8分の1の共有分とな りまして、住宅用地としては、429㎡が転用の申請分となります。移転する契約としましては、所有権移 転の売買で、転用目的は個人住宅によるものです。14ページから事業計画書、資金計画書、それから15 ページの右側に始末書を載せております。記載のように、15ページ右側ですが、19年頃までは農地とし てされておりましたが、20年頃に公共工事のための資材置場として、お貸ししていたところ、その後も 次々に別の業者さんから、依頼があって、同様に資材置場として使っていたため、その間に、埋め土造成が 復元されることなく、現在の状況に至っているということです。昨年までのですね利用状況調査においても、 緑判断となっていて、本来であれば昨年時点で赤判断として、非農地通知を出すべき手続を進めてもよかっ た箇所かと思いますけれども、そういうような状況のところになっております。それから16ページに、住 宅の平面図・配管図と載せております。それから18ページに、土地売買契約書と金融機関の審査の写し、

申請人におかれては、今回申請については、子供のことを第1に考え、地区内の保育所に通園している。子 供が免田小学校に進学するのに当たって、近い土地を購入して住宅を建てるために現地を選定していると。 ほかに条件に合う適当な土地もなかったという事と、平屋建て個人住宅という事で、周辺農地への影響のな いことなどから、許可相当と考えております。続いて申請番号6番の個別の状況ですが、21ページに調査 書と申請書を記載しています。転用面積が751㎡となっておりますが、先ほどの件と同様で、22ページ に図を載せておりますけれども、通路部分の319㎡については8分の1の通路共有分となりまして、住宅 用地としては432㎡となります。移転する契約は、所有権移転の売買で、転用目的は個人住宅の建築によ るものです。23ページから事業計画書、資金計画書。25ページに金融機関の融資証明。申請人は、共働 きのためお互いの職場に近い場所で、子供が小学校近くの安心で便利な土地を購入したいということで現地 を選定をしております。平屋建て個人住宅で周辺農地への影響がない事、ほかの代替地もなかった事などか ら、許可相当と考えております。同じく関連で、申請番号7番に関する個別の状況ですが、28ページに調 査書と申請書を記載しております。転用面積合計で810㎡となっておりますが、29ページの地図にあり ますように、先ほどと同様に、通路の319㎡については8分の1の共有分通路。住宅用地としては491 m²となっております。移転する契約としては所有権移転の売買で、こちらは賃貸住宅の建築によるものです。 30ページから事業計画書と資金計画書。33ページから土地売買契約書と金融機関残高の写し、今回は自 己資金となっております。申請人さんは、賃貸住宅の建築を計画し、役場・小学校近くで、安心便利な土地 を求めて近隣を探したけれども、条件にあう土地がここしかなかったという事と、平屋建て賃貸住宅で周辺 農地への影響がないことから、許可相当と判断をしております。 7番の方におかれては、法人ということで、 36ページに法人関係の書類の写しの抜粋を載せております。内容については事務局の方で預かって内容審 査は、終えておるところです。最後に、37ページから申請番号8番ですけれども、譲渡人は県外の個人の 方、譲受人は町内の個人の方で土木請負業をなされております。転用する土地としましては一筆で、地目は 田、現況は畑の状態になっております。転用面積が504㎡。移転する契約としては贈与で、転用の目的は 土木建築用の資材置場となっております。39ページから事業計画書。40ページに金融機関の残高証明等 を載せております。38ページの地図にありますように、現地はあさぎり町B&Gプールから北東に150 m、国道 219 号線の海洋センター前バス停から 3 5 0 mの辺りになります。 4 2 ページの農地区分検討図、 42ページ左側に載せておりますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であります。た だ灰色の網掛けの部分のところが、農用地となりまして、10ha以上の規模の一団の農地の区域内という ことで、第1種農地に該当いたします。が、申請者が申請地の隣、同じ集落に居住する事業をされる方とい うことから、第1種農地の転用に関する例外規定である集落接続要件を満たしております。ということで、 転用が可能ということです。申請人さんは同じ集落内で土木請負業を営み、これまでは事業に使用する資材 をあちこち点在して借りていたことから、今回の申請地を譲渡頂く事になったこと、それから他に適当な代 替地がないこと、資材置場としての使用で周辺農地への影響もないというようなことから、許可相当と判断 をしております。以上で、説明を終わります。

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、2番委員の橋口委員より、申請番号5番から7番の案件については、同じ箇所ですので、8番委員の松本委員より、申請番号8番の案件について、7番委員の藤本委員より報告をお願いします。
- **〇2番委員(橋口 丈一君)** はい。2番橋口です。午前中に、農地法第5条の現地調査を行って参りました 報告致します。譲受人は県外の方で、譲渡し人は町内の方でございます。地目は畑、面積が1,331㎡で ございます。転用の目的は、売電型太陽光発電設備ということに聞いております。農地の区分としましては、

2種農地ということで聞いております。現地は県道の錦湯前線、榎田を過ぎまして榎田の住宅があります。 住宅のすぐ入り口に整備工場があります。その整備工場の北隣というようなことで、そこになります。現地 調査で見ましたところ、この畑は栗園でございます。栗園で現地調査で、非常に栗も剪定してなくてですね、 伸び放題。たまには枯れてる木もありましてですね、やはり見た感じは、生産意欲が非常に減退していると いうふうに感じました。ですから、当然、本人としても売却を考えたんじゃないかなという風に思います。 そういうことで感じました。そういうことで審議方よろしくお願いいたします。

- ○8番委員(松本 廣幸君) 8番松本です。申請番号5番6番7番について現地の説明をします。ページは3ページ右側と、12ページ右側から36ページになります。場所は、13ページ右側を見ていただきまして、あさぎり町生涯学習センター、元免田中学校の宅地を挟んだ東側になります。詳しい地図は14ページの左側を見てもらいまして、この真ん中の枝番の1から枝番の6が、元は一筆。現状もですけど一筆になりまして、右上の枝番2の原野は、関連工事で造成がなされていました。左側・西側隣地の畑は、放棄地となっておりました。周りは住宅に囲まれている場所でありまして、現地は、整地はなされていましたが、始末書に書いてありましたとおり、工事の材料置き場となっていたため、砂利があり、この農地の復元は難しいと思われました。昨年の農地パトロールで、赤判断にしてもよかったのではなかったかと思っております。現状は以上です。審議方お願いいたします。
- ○7番委員(藤本 勇二君) 続きまして7番藤本です。申請番号8番について、調査報告します。資料は37から43ページになります。譲受人は町内の方で、譲渡人は県外の方でございます。地目は田で、面積は504㎡になります。38ページの地図を見ていただきたいと思いますが、現地は、旧国道219号線の方から入った方が早い訳ですけど、ちょうど青木さんのブロック工場、運輸さんの入り口の手前から永才の集落の方に入ったところです。ちょうど中間あたりのカーブのところになりますが、隣の地図を見ていただきたいと思いますが、真ん中ほどが申請地でございます。その奥にですね、宅地って書いてありますが、そこが現在本日申請人の宅地、居られる住宅になっております。そこはもともと譲渡し人方の家でございまして、そこにおられる方が今回申請という事になっています。現況はですね、田ですけど。すいません、地目は田ですけど、現況は畑で、水・水利は止められております。ちなみに、その前のところが、営農型の太陽光ということでされているところです。特段ですね、問題はないかと思いますので、皆さん方の御審議をよろしくお願いします。以上です。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって申請番号4番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。続きまして申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって申請番号5番の案件については、全員 賛成です。したがって、申請番号5番の案件について原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付し ます。次に申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原 案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。次に、申請番号7番の案件について質疑を行います。 質疑ありませんか。

## (「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原 案のとおり許可相当として県知事に意見をします。次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質 疑ありませんか。

### (「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

### (賛成者举手)

**◎農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、全員賛成です。したがって、申請番号8番の案件については、原 案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

#### 日程第5 議案第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は45ページからご覧下さい。申請番号278番から280番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号281番から282番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号283番から289番は、新規の賃貸借権の設定です。290番につきましては、新規の使用貸借権の設定です。291番につきましては、期間満了に伴う転貸による、賃貸借権の最設定になります。292番と293番は、新規の転貸による賃貸借権の設定です。先ほども話しましたとおり、291番から293番につきましては訂正をしております。続きまして、所有権移転に関わる分について説明を致します。資料につきましては46ページをご覧下さい。今回の申請は9件になります。申請番号45番から47番につきましては、相手方の要望により熊本県農業公社が買入をする案件です。申請番号45番から53番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号45番の買入価格は10アール当たり50万円です。申請番号46番から47番までの買入価格は、ともに10アール当たり70万円です。申請番号48番の買い入れ価格は、1段目の土地が、10アール当たり71万4,000円。2から3段目の土地が、10アール当たり61万2,000円です。申請番号49番の買い入れ価格は、10アール当たり41万9,5

07円です。申請番号50番の買入価格は、1段目の土地が、10アール当たり35万129円。2段目の土地が、10アール当たり61万2,000円。3から4段目の土地が、10アール当たり71万4,000円。5段目の土地が、10アール当たり51万円。右側に移りまして、申請番号51番の買入れ価格は10アール当たり81万6,000円です。申請番号52番の買い入れ価格は、10アール当たり15万3,000円です。こちらも先ほど、訂正方よろしくお願いいたします。申請番号53番の買入価格は、10アール当たり66万3,000円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。続いて47ページから52ページにかけましては、申請地の位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地図は45から47番の農地のみ掲載しております。以上で説明の方を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第7回)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第4回総会を閉会いたします。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) ご起立ください。礼。

## 閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 6番 城本 康志

あさぎり町農業委員会 署名委員 7番 藤本 勇二